

選挙管理委員会

1 組織

(1) 委員会

委員（4人）〔任期：4年（H26.9.26～H30.9.25）〕

委員長	新谷 隆博	3期目
同職務代理者	野口 和子	2期目
委員	石田 隆雄	1期目
委員	前中 和夫	1期目

※補充員（4人）〔任期：4年（H26.9.26～H30.9.25）〕

補充員（1）	田村 正夫
補充員（2）	馬場 俊彦
補充員（3）	白谷 廣子

※補充員1人の死亡による欠員有り。

(2) 事務局

ア 専任職員 3人

課長、係長、主査

イ 併任職員 14人

（ア）行政委員会事務局内所属職員

事務局長

（イ）行政委員会事務局外所属職員

政策課(1)、管財営繕課(1)、税務課(1)、多世代活躍支援課(1)、環境衛生課(1)、障害福祉課(2)、健康増進課(1)、まちの再生課(1)、用地課(1)、農業創造課(1)、上水道課(1)、教育総務課(1)

2 所管事務

- (1) 選挙の管理執行
- (2) 委員会の開催等
- (3) 選挙人名簿の作成
- (4) 選挙事務及び関係法令の研究
- (5) 常時啓発及び選挙時啓発・・・『明るい選挙の推進』
- (6) 検察審査員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製
- (7) 裁判員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製
- (8) 直接請求に係る署名簿等の処理

3 所管事務の執行状況

(1) 選挙の管理執行

① 兵庫県知事選挙（平成29年7月2日執行）投票率41.61%

当落の別	候補者氏名	得票数	うち三田市	性別	党派	新前元別	職業
	かつや 勝谷 まさひこ (勝谷 誠彦)	646,967	13,033	男	無所属	新	コラムニスト
当	いど としぞう 井戸 敏三	944,544	19,999	男	無所属	現	兵庫県知事
	つがわ 津川 ともひさ (津川 知久)	148,961	3,089	男	無所属	新	憲法が輝く兵庫県政をつくる会代表幹事
	なかがわ 中川 ちょうぞう (中川 暢三)	102,919	2,186	男	無所属	新	一般社団法人新地域創生機構理事長

② 衆議院議員総選挙 小選挙区（平成29年10月22日執行）投票率51.97%

当落の別	候補者氏名	兵庫5区得票数	うち三田市	性別	候補者届出政党	新前元別	職業
当	たに こういち 谷 公一	123,360	25,039	男	自由民主党	前	選挙区支部長
	かじわら 梶原 やすひろ (梶原 康弘)	69,369	15,734	男	希望の党	元	株式会社テクノワーク代表取締役社長
	にしなか 西中 たかお (西中 孝男)	24,104	7,022	男	日本共産党	新	日本共産党阪神北地区委員会職員

③ 衆議院議員総選挙 比例代表（平成29年10月22日執行）投票率51.97%

順位	政党等名	名簿 登載 者数	近畿		兵庫県	三田市	当選 者数
			得票数	得票率	得票数	得票数	
1	自由民主党	40	2,586,424	30.62	714,262	15,737	9
2	日本維新の会	22	1,544,821	18.29	301,482	7,484	5
3	立憲民主党	10	1,335,360	15.81	385,221	9,348	5
4	公明党	8	1,164,995	13.79	296,047	4,862	4
5	希望の党	28	913,860	10.82	298,558	6,984	3
6	日本共産党	11	786,158	9.31	179,725	3,435	2
7	社会民主党	2	78,702	0.93	23,081	444	0
8	幸福実現党	6	36,774	0.44	10,416	203	0
得票総数			8,447,094	100.00	2,208,792	48,497	28

④ 最高裁判所裁判官国民審査（平成29年10月22日執行）投票率51.28%

	裁判官の氏名	罷免を可とする 投票の数	罷免を可としない 投票の数	記載を無効とされ たものの数	計
1	小池 裕	4,779	42,418	0	47,197
2	戸倉 三郎	4,412	42,785	0	47,197
3	山口 厚	4,453	42,744	0	47,197
4	菅野 博之	4,452	42,745	0	47,197
5	大谷 直人	4,477	42,720	0	47,197
6	木澤 克之	4,492	42,705	0	47,197
7	林 景一	4,232	42,965	0	47,197

(2) 委員会の開催等

委員会の開催 開催回数 14回 (平成29年4月～平成30年3月)

(3) 選挙人名簿の作成

ア 定時登録 年4回

{	29年 6月1日	94, 709人
	29年 9月1日	94, 692人
	29年 12月1日	94, 649人
	30年 3月1日	94, 596人

イ 選挙時登録 (選挙時に登録)

(ア) 兵庫県知事選挙 29年6月14日 94, 783人

(イ) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

29年10月9日 94, 699人

ウ 登録の抹消 (毎月: 定例委員会で抹消)

(4) 選挙事務及び関係法令の研究

ア 選挙事務の研究

イ 各種連合会等への加入

全国市区選挙管理委員会連合会、近畿都市選挙管理委員会連合会、兵庫県都市選挙管理委員会連合会、阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会

ウ 研究会や研修会等への参加 参加回数 14回

(5) 常時啓発及び選挙時啓発・・・『明るい選挙の推進』

ア 組織

(ア) 明るい選挙推進協議会 (昭和32年7月より)

明るい選挙の推進に関し、市民を代表して啓発活動の方法等を協議し、活動の積極的な推進を図る。 [三田市明るい選挙推進協議会規約]

委員数は35人(明るい選挙の推進活動に賛同する市内の各種団体及び機関から推薦された者並びに選挙啓発に関心のある市民)

(イ) 阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会 (昭和47年7月より)

構成市町選挙管理委員会が行う選挙啓発活動に協力して、相互の連携を図るとともに、啓発事業を共同で行うことにより、明るい選挙の推進に資する。

[阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会規約]

イ 啓発の内容

	事業名	事業内容等	実施月日
1	明推協運営事業及び講演会開催事業	研修会 (地域別講演会) 「18歳選挙権と啓発活動」 講師 兵庫県明るい選挙推進協議会会長 関西学院大学名誉教授 法学博士 森脇 俊雅 開催場所: 三田市役所2号庁舎2201会議室	5/18 午後7時から

		総会 (1)平成28年度啓発事業実施報告について (2)平成29年度啓発事業実施計画(案)について (3)知事選挙の啓発計画について (4)その他(選挙管理委員会からの連絡事項等) 開催場所:三田市役所2号庁舎2階2201会議室	5/18 午後8時10分から
		役員会 (1)平成29年度啓発事業実施報告について (2)平成30年度啓発事業実施計画(案)について (3)明推協委員の公募について 開催場所:三田市役所本庁舎 行政委員室	3/19 午後3時30分から
2	啓発ポスター募集 展示事業	応募作品数:52点(小学校14点,中学校38点) 展示場所:まちづくり協働センター6階ギャラリー 展示期間:12月14日(木)から12月25日(月)まで	募集期間 6/9~9/8 審査 9月11日
3	地域リーダー養成 研修事業	地域リーダー養成研修会 講師:谷口 弘行(神戸学院大学名誉教授) テーマ:『国際情勢の現状と今後を考える』 ~米国と北朝鮮の問題・日本の立場~ 参加人数:26人(明推協委員、選管委員、市民) 開催場所:三田市総合福祉保健センター 3階 第3・4会議室	1/27 午後2時から
4	若年層啓発事業	18歳の新有権者(943人)に対し、名簿登録時(6・9・12・3月定時)にバースデーカード及び啓発冊子を配布した。	年間
		新成人(1,396人)に対して、選挙クイズを活用した期日前投票・不在者投票の啓発を行いながら啓発物品を配布し、選挙への参加を呼びかけた。 参加人数:20人(明推協委員、選管委員) 開催場所:三田市総合文化センター玄関付近	成人式 1/7 午前9時から
		市公式携帯サイトに啓発文を掲載し、成人式で配布されるプログラムからアクセスしてもらい、選挙への参加を呼びかけた。	成人式 1/7
	主権者教育の推進	【記載台と投票箱の貸出し】 三田西陵高等学校、クラーク記念国際高等学校三田サテライト、三田学園高等学校(主催:神戸大学Choice)、兵庫県立高等特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、ひまわり特別支援学校、有馬高等学校(定時制) 【出前講座】 三田西陵高校:生徒会選挙の実施、「投票のあり方について」 三田祥雲館高校:「選挙の意義・しくみについて」 兵庫県立高等特別支援学校:「選挙の意義・しくみについて」 上野ヶ原特別支援学校:「選挙の意義・しくみについて」	5/19 5/25(県) 2/7(県) 3/16
5	阪神7市1町明るい 選挙推進協議会連 合会事業への参加	監査及び総会 開催場所:尼崎市すこやかプラザ 多目的ホール 参加者:会長、選管委員長、事務局長	5/1 午後3時から

		啓発担当職員研修会（主管者会議） 開催場所：尼崎市すこやかプラザ 多目的ホールC室 参加者：事務局 1名	2/6 午後2時から
6	他機関が実施する研修会等への参加	地域コミュニティフォーラム（近畿ブロック） 開催場所：和歌山県 J Aビル 和ホール（2階） 参加者：明推協委員1名	9/14
		平成29年度市区町明推協組織・活動活性化研修 開催場所：兵庫県農業共済会館4階 参加者：選管委員3名, 明推協委員1名	3/9
7	広報紙等による啓発	市広報紙による啓発	
		・ 明るい選挙ポスター展示の広報	12/1号
		・ 地域リーダー養成研修会の広報	1/15号
		市ホームページへの啓発記事掲載	年間随時
8	その他啓発事業	明るい選挙推進協会広報誌「Voters」の配付（年に6回）	
9	選挙時啓発事業	兵庫県知事選挙 （平成29年7月2日執行）	
		① 明推協の活動内容や明るい選挙の推進等広く市民にPRするため、選挙啓発機関紙「めいすいだより」を発行した	6/15
		② 街頭啓発活動（啓発物資配布） 場所：三田駅前 参加者：15人（明推協委員12人, 選管委員1人, 事務局2人） 啓発物資：うちわ150, ティッシュ150, 汗ふきシート150	6/23 午後6時から
		場所：えるむプラザ 参加者：10人（明推協委員5人, 選管委員3人, 事務局2人） 啓発物資：うちわ150, ティッシュ150, 汗ふきシート150	6/25 午後5時から
		衆議院議員総選挙 （平成29年10月22日執行）	
		① 明推協の活動内容や明るい選挙の推進等広く市民にPRするため、選挙啓発機関紙「めいすいだより」を発行した	10/5
		② 街頭啓発活動（啓発物資配布） 場所：三田駅前 参加者：8人（明推協委員5人, 選管委員1人, 事務局2人） 啓発物資：ティッシュ200, ウェットティッシュ150	10/13 午後5時30分から
		場所：えるむプラザ 参加者：10人（明推協委員7人, 選管委員1人, 事務局2人） 啓発物資：ティッシュ200, ウェットティッシュ150	10/15 午後5時から

(6) 検察審査員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製

ア 検察審査会

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、いわば一般国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかったこと（不起訴処分）の善し悪しを審査するのが主な仕事とする。

イ 検察審査員候補者予定者の選定

選挙人名簿から、くじ（名簿調製プログラムを利用したコンピュータ上の無作為抽出）により、割当員数分の検察審査員候補者予定者を選定し、当該名簿を調製した後、検察審査会事務局へデータ提出する。

※29年度は神戸第一、第二検察審査会ともに三田市の割当員数は15名ずつ

(7) 裁判員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製

ア 裁判員制度

国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度であり、6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断するものである。裁判員候補者名簿は各地方裁判所が作成することになるが、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んだ候補者予定者名簿が元となっている。

イ 裁判員候補者予定者の選定

選挙人名簿から、くじ（名簿調製プログラムを利用したコンピュータ上の無作為抽出）により割当員数分の裁判員候補者予定者を選定し、当該名簿を調製した後、神戸地方裁判所へデータ提出する。

※29年度の三田市の割当員数は218名

(8) 直接請求に係る署名簿等の処理

ア 直接請求の制度

条例の制定及び改廃の請求、監査の請求、議会の解散請求、議会議員及び長の解職請求等の請求を、署名簿を添えて行政機関へ行う。

イ 選挙管理委員会の事務

(ア) 請求代表者証明書の交付

(イ) 署名簿の審査及び効力の証明

(ウ) 告示、縦覧、署名簿の返付

ウ 29年度直接請求（0件）

公平委員会

1 委員数

委員長 1人

委員 2人

2 公平委員会に係る審査・処理等の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第2項第1号）

事例なし

(2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第2項第2号）

1件

(3) 職員からの苦情相談の処理（地方公務員法第8条第2項第3号）

3件

(4) その他、法律に基づき公平委員会の権限とされている事務（地方公務員法第8条第2項第4号）

職員団体登録申請書記載事項変更届出 2件

3 公平委員会事務の研究

全国公平委員会連合会近畿支部特別研究会（平成29年4月）

兵庫県公平委員会連合会総会・事務研究会（平成29年5月）

全国公平委員会連合会本部研究会（平成29年7月）

全国公平委員会連合会近畿支部総会・事務研究会（平成29年7月）

阪神ブロック公平委員会事務担当者研究会（平成29年10月）

兵庫県公平委員会連合会事務研究会（平成29年11月）

阪神ブロック公平委員会連絡協議会（平成29年11月）

監査委員

1 委員数

識見監査委員 1人

議選監査委員 1人

2 監査委員による監査・検査・審査の状況

(1) 定期監査〔区分：財務事務等監査〕（地方自治法第199条第1項及び第4項）

ア 市民生活部（多世代活躍支援課、まちづくり協働センター、協働推進課、文化スポーツ課、人権推進課、市民課、環境衛生課、クリーンセンター）、地域振興部産業戦略室（産業政策課、農業創造課、農村整備課）

〔実施時期〕平成29年4月～平成29年9月

イ 地域戦略室（政策課、秘書広報課、まちのブランド創造課、交通まちづくり課）、危機管理課、健康福祉部こども室（こども政策課、健やか育成課、こども支援課）

〔実施時期〕平成29年10月～平成30年2月

ウ 経営管理部（総務課、情報推進課、人事課、管財営繕課、財政課、契約検査課、税務課、収納対策課）

〔実施時期〕平成29年12月～平成30年3月

(2) 市長からの要求に係る事項についての監査（地方自治法第199条第6項）

ア 三田市内部統制状況報告書（平成28年度取組状況）における内部統制の構築状況

〔実施時期〕平成29年7月～平成29年8月

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

ア 地域ふれあい活動推進事業補助金補助事業者（各地区（全9地区）ふれあい活動推進協議会）に対する主として平成28年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助等に係る部署（健康福祉部福祉推進室地域福祉医療推進課）

〔実施時期〕平成29年5月～平成29年9月

(4) 住民監査請求監査（地方自治法第242条）

ア ごみ袋の支給等について

〔実施時期〕平成29年4月～平成29年6月

イ ふるさと地域交付金の確定手続について

〔実施時期〕平成29年8月～平成29年10月

ウ コミュニティセンターの建物の無償譲渡について

〔実施時期〕平成29年12月～平成30年2月

(5) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

ア 一般会計、特別会計（国民健康保険事業、農業共済事業、公営墓地整備事業、駐車場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業）、公営企業会計（水道事業、下水道事業、市民病院事業）及び三輪財産区一般会計に係る現金出納

〔実施時期〕原則として出納月の翌々月の20日～月末日までの間に実施

(6) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

ア 一般会計、特別会計（国民健康保険事業、農業共済事業、公営墓地整備事業、駐車場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業）

〔実施期間〕平成29年6月～平成29年8月

イ 公営企業会計（水道事業、下水道事業、市民病院事業）

〔実施期間〕平成29年5月～平成29年8月

ウ 三輪財産区一般会計

〔実施期間〕平成29年6月～平成29年8月

(7) 財政健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

ア 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率

〔実施期間〕平成29年6月～平成29年8月

3 監査委員事務の研究

近畿地区都市監査委員会総会・研修会（平成29年5月）

東部ブロック監査（委員）事務局長会議（平成29年5月）

東部ブロック監査事務研究会（平成29年6月）

兵庫県都市監査実務研修会（平成29年6月）

全国都市監査委員会総会・研修会（平成29年8月）

兵庫県都市監査委員会・研修会（平成29年11月）

東海・近畿・北陸三地区共催都市監査事務研修会（平成29年11月）

東部ブロック監査事務研究会（平成30年2月）

固定資産評価審査委員会

1 委員数 3人

2 固定資産評価審査申出の処理状況

(1) 平成28年度分

() は人数

区分	申出件数	決定件数			取下件数	未決定件数
		却下	棄却	容認		
土地	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)
家屋	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)

(2) 平成29年度分

() は人数

区分	申出件数	決定件数			取下件数	未決定件数
		却下	棄却	容認		
土地	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
家屋	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

3 固定資産評価審査委員会事務の研究

(1) 阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会

農業委員会

1 組織

(1) 農業委員会委員

区 分	定数	現員	任 期
農業委員	13	13	農業委員
（うち認定農業者）		(5)	平成29年3月26日から
（うち認定農業者に準ずる者）		(5)	農地利用最適化推進委員
（うち中立委員）		(1)	平成29年3月28日から
農地利用最適化推進委員	11	11	
合計	24	24	いずれも平成32年3月25日まで

会長（1）、会長職務代理（1）

(2) 事務局

事務局長（併任）、事務局課長（専任）、係長（1：専任）、事務職員（1：専任）
再任用職員（1）、嘱託職員（2）

2 農業委員会等会議開催状況

- (1) 定例委員会（総会）、臨時総会 12回
- (2) 現地調査（農地転用等） 13回
- (3) 農業委員会研修会（農地法についての研修会） 3回
- (4) 部会開催

3 農業委員会業務推進部会の設置

- (1) 企画広報部会 農地利用最適化の推進に関する指針、意見書の作成・PR活動等
- (2) 農業振興部会 各種委員研修会等の計画、実施・都市農業振興・農業者年金事業等
- (3) 農地調査部会 農地利用集積・農地利用の最適化推進活動・農業生産組織の育成等

4 農業委員会特別調査委員会の設置

農地の悪質な無断転用や隣接農地の保全に著しく悪影響を及ぼす事象等への対応

5 農業委員会業務の概要

- (1) 各種申請等は毎月5日締切り、同月の定例委員会（総会）に提案
- (2) 定例委員会（総会）は毎月20日前後に開催
- (3) 転用申請農地及び非農地証明願出地は、調査委員（4名）により定例委員会までに現地調

査

- (4) 農地法第3条申請のうち新規就農の申請譲受人については、聴取調査の実施
- (5) 各届出・願出は随時受付、2週間以内に受理通知・証明書を交付
- (6) 農地相談活動の推進
毎月第2火曜日を農地相談日として、委員4名が農業者の相談に応じる。
なお、各委員宅に「農地相談連絡所」の表札を掲げ、相談指導にあたる。
- (7) 農地調整事務処理事業
農地紛争の和解の仲介業務
- (8) 農地流動化の推進事業
- (9) その他各種事業関連業務
 - ア 農地の相続税・贈与税、不動産取得税の納税猶予に係る業務
 - イ 土地改良法に基づく換地計画等に係る業務
 - ウ 都市農政対策に係る業務
- (10) 諸証明事務
- (11) 農業者年金事務

ア 加入状況

加入種別	通常加入	政策支援加入	計
加入者数	15人	0人	15人

イ 年金受給者の状況

受給年金種別	移譲年金 併給含む	老齢年金 のみ	計
受給者数	79人	34人	113人

- (12) 農地台帳の整備
- (13) 農地の賃借料情報の提供
- (14) 遊休農地の指導等
- (15) 相続等による権利取得の届出受理

6 農地保全有効利用業務

前年度以前許可案件ならびに市内全域の農地のパトロールを実施
年2回（8月・3月）実施

7 農地関係取扱件数

事 務 事 業 名	27 年度	28 年度	29 年度
(1) 農業委員会の専属的権限に属する事務	2 9 5	1 7 1	1 7 4
ア 農地法による事務	2 7 7	1 5 0	1 5 2
(ア) 農地等の所有権移転、賃貸借権等の設定若しくは移転の許可（農地法第3条）	4 1	2 7	3 9
(イ) 相続等による農地の権利取得の届出の受理及びあつせん等（農地法第3条の3）	2 6	3 0	3 1
(ウ) 農地転用について知事に係る申請書の受理・送付・意見書の添付、並びに市街化農地転用に係る届出書の受理・受理通知書の交付又は不受理の通知（農地法第4条）	1 6	4 2	1 4
(エ) 農地転用のための権利設定又は移転についての知事許可に係る申請書の受理・送付・意見書の添付、並びに市街化区域農地転用のための権利設定又は移転に係る届出書の受理・受理通知書の交付又は不受理の通知（農地法第5条）	1 3	1 3	1 6
(オ) 農地等の賃貸借の解約等につき、県許可に係る申請書の受理・送付・意見書の添付、並びに許可不要に係る通知書の受理（農地法第18条）	1 6 9	2 1	1 9
(カ) 遊休農地の所有者等の対する是正指導・勧告・利用状況調査等（農地法第30条）	1 2	1 7	3 3
イ 農業経営基盤強化促進法による事務	1 1	1 2	1 1
(ア) 市が農業経営基盤強化促進基本構想を定め又は変更するときの意見具申（基盤強化法第6条第5項）			
(イ) 市が農用地利用集積円滑化規程を承認・変更・廃止しようとする場合の決定（基盤強化法第11条の9）			
(ウ) 市が農地利用集積計画を定める場合の決定（基盤強化法第18条第1項）	1 1	1 2	1 1
(エ) 市が農地利用規程の認定又は変更をしようとするときの意見具申（基盤強化法施行規則第2条）			
ウ 市民農園整備促進法による事務			
(ア) 市が市民農園区域を指定する場合の決定（市民農園法第4条第1項）			
(イ) 市が市民農園の開設の認定を行う場合の決定等（市民農園法第7条第3項）			
エ 特定農地貸付法による事務			
(ア) 特定農地貸付の承認（特定農地貸付法第3条第1項）			
オ 農業振興地域の整備に関する法律による事務	1		1
(ア) 農業振興地域整備計画の策定又は変更に係る意見具申（農振法施行規則第3条の2）	1		1
カ 土地改良法による事務			
(ア) 土地改良区が定め若しくは変更する換地計画書の県知事への認可申請に際しての同意又は意見具申（改良法52条の8、52条の2第3、53条の4第2）			

事 務 事 業 名	27 年度	28 年度	29 年度
キ 租税特別措置法等による事務	7	6	10
(ア) 農地等について、一括贈与又は相続を受けた者が、納税猶予を受けようとする場合、その者が適格者である旨の証明書の交付並びに農地利用状況等の税務署長への通知等（特措法第70条の4、70条の6）	7	6	10
ク その他の事務		3	
(2) 専属的権限でない所掌事務	19	14	31
ア 農地等の交換分合の斡旋、その他農事事情の改善に関する事項（農地相談）	12	12	12
イ 農業経営の合理化及び生活改善に関する事項	5		17
ウ 農業生産農業経営及び農業者の生活に関する調査研究	1	1	1
エ 農業及び農業者に関する事項についての啓発及び宣伝	1	1	1
(3) 意見の公表、建議諮問に対する答申	1		
(4) その他各種事業関係事務	235	244	237
ア 諸証明事務	60	90	95
(ア) 都市計画法による農家証明（60条証明）	3	7	6
(イ) 民事執行法による買受適格証明	2	9	1
(ウ) 地方税法による免税軽油に係る耕作証明	12	16	13
(エ) 管外の3条申請に係る耕作証明			
(オ) 農振法に係る耕作証明	1	3	20
(カ) その他耕作証明	21	28	36
(キ) 非農地証明	19	27	19
(ク) 受理証明他			
(ケ) 小作地証明	2		
(コ) その他証明			
イ 農業者年金事務	175	154	142
(ア) 現況届進達事務	149	141	122
(イ) 経営移譲年金裁定請求			
(ウ) 老齢年金裁定請求		1	
(エ) その他届出	26	12	20
(オ) 受給該当者説明会開催等			

平成30年度 三田市組織図

(平成30年4月1日現在)

市長	副市長	理事・技監・危機管理監	地域戦略室	政策課		
				秘書広報課	秘書係、広報係	
				まちのブランド創造課	ブランド企画係、にぎわい創出係	
				交通まちづくり課		
				市民病院改革プラン推進課		
				危機管理課		
			経営管理部	行政管理室	総務課	
					情報推進課	
					人事課	
				財務室	財政課	財政係、行革推進係
		公共施設マネジメント推進課				
		契約検査課				
	歳入推進室	税務課	税務管理係、市民税係、資産税係			
		収納対策課				
	市民生活部	市民協働室	協働推進課	有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、 広野市民センター、ふれあいと創造の里、藍市民センター、 フラワータウン市民センター、ウディタウン市民センター、 さんだ市民センター		
			まちづくり協働センター	消費生活センター		
		市民文化室	文化スポーツ課			
			人権推進課			
			市民課	証明登録係、戸籍係		
		環境共生室	環境衛生課			
			里山のまちづくり課			
			クリーンセンター			
	健康福祉部 (福祉事務所)	福祉推進室	福祉総務課	福祉総務係、生活支援係		
			障害福祉課			
		保健推進室	介護保険課	資格管理係、認定給付係		
			いきいき高齢者支援課	生涯現役支援係、高齢福祉支援係		
			健康増進課	健康推進係、保健係		
			国保医療課	資格収納係、給付係		
		こども室	こども政策課			
			健やか育成課	多世代交流館、青少年育成センター		
			こども支援課			
	地域振興部	都市政策室	都市計画課	都市景観係、都市計画係、住宅政策係		
			まちの再生課	まちの再生係、美食のまち推進係		
			都市整備課	都市整備係、市街地再開係		
			審査指導課	建築指導係、建築審査係、開発指導係		
		地域整備室	道路河川課	管理係、建設係		
			用地課			
			公園みどり課	花とみどり係、施設係		
		産業戦略室	産業政策課			
			農業創造課	農業経営係、生産振興係		
			農村整備課	農村振興係、農業土木係		
		[会計管理者]	会計課			
	上下水道部		上水道課	業務係、工務係		
			下水道課	業務係、施設係		
			浄水施設課			
	消防本部		総務課	庶務係、管理係		
			消防課	警防・救助係、指令係、救急係		
			予防課	予防係、危険物係		
			消防署	警防・救助第1係、警防・救助第2係、救急第1係、救急第2係、指令第1係、指令第2係、予防係、救助隊		
			分署	当務第1係、当務第2係		
病院事業管理者	院長	副院長	診療部	(診療科)	内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科	
				(センター・室)	心臓センター、内視鏡センター、関節センター、化学療法室、中央手術・減菌材料室	
			診療技術部	(診療技術科)	薬剤科、放射線科、臨床検査科、リハビリテーション科、栄養科、臨床工学科	
			看護部		看護課	
			事務局		総務課	総務係、管理係
					医事課	業務係、医事係
					経営企画課	
				地域医療連携室(地域連携・退院支援)		
				医療安全管理室		
				事務局	議事総務課	議事係、庶務係
議会	教育委員会	学校教育部	教育総務課			
			学校教育課	教育研修所		
	教育長		学校給食課	ゆりのき台給食センター、清水山給食センター		
		学校教育機関	幼稚園、小学校、中学校			
選挙管理委員会			事務局			
公平委員会			事務局			
監査委員			事務局			
固定資産評価 審査委員会		(総合事務局)	事務局			
農業委員会			事務局			

市長部局(会計課、消防本部を除き、上下水道部を含む)5部13室44課、 教育委員会1部3課